

様式第18号（第9条関係）

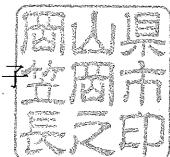
笠岡市公告第25号

特定空家等に対する略式代執行の実施について（公告）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月26日

笠岡市長 粟 尾 典 子



1 特定空家等の概要

- | | | | |
|-----------|--------------|-----------|----------------------|
| (1) 所 在 地 | 笠岡市金浦1558番地1 | (2) 家屋番号 | 1558番1 |
| (3) 種 類 | 居宅 | (4) 床 面 積 | 139.44m ² |
| (5) 構 造 | 居宅：木造瓦葺 2階建 | | |

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物等について、そのまま放置した場合、倒壊等に伴い隣接する建築物への影響や歩道・道路に面していることから通行人等に甚大な被害を及ぼすなど、保安上危険となる恐れがあるため、速やかに解体撤去するとともに、その敷地内及び建築物内にある動産を搬出し適正に処理すること。

3 措置期限 令和6年12月10日

4 市長等による措置及び費用の徴収

所有者等が上記3の期限までに上記2の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により市長又は市長が命じた者、若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、上記2に係る保安上の危険を取り除く最低限の措置を行う。

5 動産等の取扱い

市長等が措置を行うときは、建築物等及びその敷地内や建築物内に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について、権利等を主張しようとする者は、上記3の期限までに運び出し、又はその者を指定して保管し、若しくは引き渡すよう問合せ先に通知すること。

6 問合せ先

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1 笠岡市建設部都市計画課 公営住宅係

電話 (0865) 69-2140 FAX (0865) 69-2183